

第2章

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち

- 21 高齢者の在宅生活を支える
仕組みづくり …………… 100
- 22 介護施設の整備と介護人材の
確保 …………… 106
- 23 元気高齢者の社会参加・
介護予防の推進 …………… 109



北町に完成した、保健相談所・地域包括支援センター・街かどケアカフェ・児童館が一体となった複合施設

21 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

(1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「老人福祉法」および「介護保険法」に基づき策定する計画である。令和2年度に、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）」を策定した。

「第8期計画」は、令和3年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年、その先の団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

なお、この計画は『ビジョン』に基づく個別計画である。

(2) 地域での生活を支援するサービス等を拡充

<地域で高齢者を支える>

●地域包括支援センターの設置

保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、介護・福祉・医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口として、区内25か所の地域包括支援センターを設置している。

●包括的支援事業

介護予防サービスの計画の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護・包括的かつ継続的なマネジメント支援などのほか、医療と介護の連携、認知症施策、介護予防・生活支援サービスの体制整備などの事業を行っている。

●高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口

地域包括支援センターでは、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう、助言や案内を含む総合相談を行っている。また、医療と介護の相談窓口では、一人ひとりに合った医療・介護連携チームの構築を支援するとともに、状況により認知症専門医による相談を行っている。

[高齢者サービスに関わる相談件数] (単位：件) 令和2年度

種 別	相談件数
施設入所	3,823
在宅福祉サービス	9,958
経済的事項	5,120
家庭的事項	9,434
医療・保健	26,413
住宅	1,935
介護保険	116,464
権利擁護	8,322
その他	33,548
合 計	215,017

●高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

ボランティア活動を希望する元気高齢者等に研修を実施し、修了者を「高齢者支え合いサポーター」として認定している。

サポーターは、高齢者施設における職員の補助、高齢者の自宅における簡易の家事援助サービス等を行う。令和2年度は研修を1回行い、11人を育成した。

●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、高齢者支え合いサポーターとサービスを実施する事業者や団体との橋渡しや、地域団体等への働きかけによる地域資源の開発等を行っている。

●高齢者見守りネットワークの構築

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。令和2年度末時点の協定締結団体は38団体であった。

●ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

地域包括支援センターの職員と区民ボランティアが自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた支援につなげる取組を実施している。令和2年度の訪問人数は9,374人であった。

<高齢者等への支援>

●地域支援事業

「介護保険法」に基づき、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日

常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

令和2年度は、介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業のほか、以下の任意事業を実施した。

1 介護給付費適正化推進事業

- ・ケアプラン標準化
- ・介護給付費通知

2 家族介護支援事業

- ・家族介護者教室
- ・認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成
- ・認知症介護者支援事業
- ・家族介護慰労金
- ・紙おむつ等の支給

3 その他事業

- ・食事サービス
- ・認知症理解普及促進事業

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。令和2年度は9,587回利用された。

●ひとり暮らし高齢者等に対する給付

1 入浴証の交付

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。令和2年度入浴証の交付決定者数は3,949人で、利用は120,245回であった。

なお、令和3年4月から、1回の利用者負担を200円に変更している。

2 居宅火災予防設備の給付

65歳以上で要介護3以上（認知症の診断を受けた人は要介護1以上）であって、心身機能に低下のあるひとり暮らしの高齢者などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。

令和2年度の火災警報器の給付件数は3件、自動消火器の給付件数は2件であった。

3 高齢者食事サービス

65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯等で、定期的な食事の確保が困難な人に対し、配食またはデイサービスセンターでの会食を提供し、同時に安否確認を行っている。なお、配食は令和3年4月から、見守りを行う事業者の紹介方式に移行した。

〔食事サービス実施状況〕

令和2年度

サービス	延べ利用者数（人）	提供食数（食）
会食	264	1,553
配食	19,591	197,774
合計	19,855	199,327

4 家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳1級所持者で構成される世帯で器具の取付けが困難な場合、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを貼り付ける取付工事費を助成している。令和2年度の取付件数は11件であった。

5 高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に対応するため、特例措置として対象者の年齢を65歳以上に拡大し、延べ531件の利用があった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な人を対象に給付している。

また、この両事業では、一部、介護保険の要介護・要支援認定者にもサービスを実施している。令和2年度の給付件数は、自立支援用具1,176件、住宅改修（予防改修）16件、住宅改修（設備改修）236件であった。

●緊急一時宿泊事業（緊急保護利用）

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者（介護保険で要介護・要支援認定を受けた場合を除く。）に対し、区内の福祉施設の居室を緊急保護利用として原則10日以内で提供する。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。令和2年度の被保護者数は28人、滞在延べ日数は241日であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより自宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする場合に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護・要支援認定を受けた場合などを除く。）。令和2年度の延べ利用件数は、介護用ベッド133件、車いす261件であった。

<要介護・要支援高齢者への支援>

●介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを総合的に利用できる社会保険制度である。12年4月の創設から21年が経ち、高齢者の生活を支える基幹的な制度として定着している。

令和2年度は「第7期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標とし、介護保険施設の整備や地域密着型サービスの更なる充実などを推し進めた。

1 保険者

保険者である区は、制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

2 被保険者

被保険者は、区内に住所を有する40歳以上の区民である。被保険者は、つぎの2つに分かれる。

(1) 第1号被保険者（65歳以上）

保険料は、3年を単位とした事業計画期間ごとに、区が決定する。令和3年度から令和5年度まで、基準年額を79,200円、本人の所得や住民税課税状況等に応じた17の段階に定めた。

納付方法は、年金からの差し引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。介護サービスは、介護が必要となった原因は問わずに、要介護認定を受けたときに利用できる。

(2) 第2号被保険者（医療保険に加入している40～64歳）

保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収され、算定方法は医療保険ごとに異なる。

介護サービスは、介護保険で対象となる病気（16種類の特定期間）が原因で要介護認定を受けたときに利用できる。

[第1号被保険者数の推移]

(単位：人(％))

年次	第1号被保険者
29	158,154 (21.8)
30	159,716 (21.9)
令和元	160,721 (21.9)
令和2	161,729 (21.8)
令和3	162,420 (21.9)

注：() は練馬区全人口に対する割合

[第1号被保険者の保険料収納状況]

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額 (円)	収納率 (%)	収納額 (円)	収納率 (%)
28	11,136,277,480	97.8	69,603,501	14.9
29	11,279,992,480	98.0	67,084,040	13.9
30	12,574,772,560	98.3	68,686,640	14.4
令和元	12,364,923,830	98.3	74,978,330	16.6
令和2	12,119,139,840	98.5	80,656,540	19.5

注：現年分の収納額は、還付未済額を除く。

3 要介護・要支援認定

介護保険サービスを利用するには、申請をして、要介護・要支援認定を受ける必要がある。

被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、学識経験者4人で構成され、令和2年度は委員221人、48合議体で運営した。

[要介護認定申請等の状況]

年度	要介護認定申請 (件)	審査会開催数 (回)	審査判定 (件)
30	30,270	818	28,571
令和元	32,554	809	30,922
令和2	22,971	604	18,803

[要介護認定者数の状況]

各年度末現在

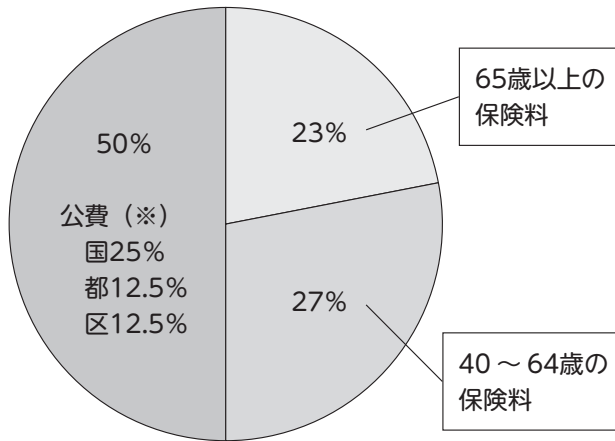
区分	年度		
	30 人数 (割合)	令和元 人数 (割合)	令和2 人数 (割合)
要支援1	4,127 (12.2)	4,504 (12.9)	4,564 (12.8)
要支援2	4,174 (12.3)	4,208 (12.1)	4,252 (11.9)
要介護1	6,230 (18.3)	6,465 (18.6)	6,638 (18.6)
要介護2	7,248 (21.3)	7,133 (20.5)	7,404 (20.7)
要介護3	4,606 (13.6)	4,715 (13.5)	5,052 (14.2)
要介護4	4,176 (12.3)	4,266 (12.3)	4,385 (12.3)
要介護5	3,394 (10.0)	3,507 (10.1)	3,402 (9.5)
合計	33,955 (100.0)	34,798 (100.0)	35,697 (100.0)

4 財源の仕組み

保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（介護保険会計予算は52ページ、決算は62ページを参照）。

保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で賄われている。その他の内訳は図のとおりである。

〔保険給付の財源割合〕



※：居宅給付費の場合の内訳

国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。
令和2年度、区は5.53%の交付を受けた。

●相談・苦情

利用者からのサービスについての相談・苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられている。サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。区では、地域包括支援センターおよび介護保険課で受けた相談や苦情を取りまとめ、令和2年度は東京都国民健康保険団体連合会へ9件の報告を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。令和2年度の審査請求はなかった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として1割から3割を利用者が負担し、残りの9割から7割が介護保険から給付される。対象となるサービスは、つぎの3種類である。

1 居宅サービス（予防給付・介護給付）

在宅での介護を中心としたサービスで、「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護（ショートステイ）」等のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせ利用できる。

2 施設サービス

施設に入所して利用する介護サービスのことで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4つのタイプに分かれる。利用者が直接、施設に申し込みをして利用する。

3 地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自

分らしい暮らしを続けることができるように、区が指定した事業者が区民に提供するサービスをいう。利用者は原則として区民に限定される。

〔保険給付費の状況〕

〔居宅サービス〕

年度	給付費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
28	25,511,202,742	227,928	111,927
29	26,545,506,454	235,734	112,608
30	27,304,470,425	244,123	111,847
令和元	28,549,276,807	251,425	113,550
令和2	29,354,493,740	257,500	113,998

〔施設サービス〕

年度	給付費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
28	12,336,666,373	45,708	269,902
29	13,140,395,752	46,704	281,355
30	13,967,361,965	48,985	285,135
令和元	14,666,871,799	50,613	289,785
令和2	15,065,379,867	51,348	293,398

〔地域密着型サービス〕

年度	給付費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
28	5,353,159,336	50,835	105,305
29	5,744,689,885	53,942	106,498
30	5,834,042,465	54,448	107,149
令和元	5,757,538,967	52,293	110,102
令和2	5,728,629,990	48,436	118,272

〔介護サービスの種類および利用実績〕 (単位：人)

サービスの種類	年度	30	令和元	令和2
居宅サービス (介護給付)				
訪問介護		79,813	79,646	78,382
訪問入浴介護		5,204	5,223	5,479
訪問看護		38,110	41,181	46,173
訪問リハビリテーション		5,091	6,057	6,420
居宅療養管理指導		69,807	77,318	85,194
通所介護		61,835	65,042	60,167
通所リハビリテーション		21,987	22,304	18,506
短期入所生活介護・療養介護		16,852	16,934	13,960
特定施設入居者生活介護		29,981	31,654	32,269
福祉用具貸与		115,187	118,945	124,335
居宅介護支援		175,746	177,129	179,032
福祉用具購入費の支給		2,030	2,027	2,090
住宅改修費の支給 (予防給付)		1,671	1,495	1,418
介護予防訪問介護		4	0	0
介護予防訪問入浴介護		1	9	10
介護予防訪問看護		3,265	3,902	4,590
介護予防訪問リハビリテーション		411	543	555
介護予防居宅療養管理指導		3,902	4,556	5,079
介護予防通所介護		1	0	0
介護予防通所リハビリテーション		3,966	4,794	4,371
介護予防短期入所生活介護・療養介護		147	191	106
介護予防特定施設入居者生活介護		2,970	3,132	3,316
介護予防福祉用具貸与		17,664	20,289	22,243
介護予防支援		23,091	26,465	28,590
介護予防福祉用具購入費の支給		402	461	430
介護予防住宅改修費の支給		719	762	681
施設サービス				
介護老人福祉施設		31,929	33,886	35,316
介護老人保健施設		14,322	14,414	14,233
介護療養型医療施設		2,763	2,287	1,318
介護医療院		21	80	491
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1,757	1,987	2,076
夜間対応型訪問介護		3,689	2,769	2,689
地域密着型通所介護		36,591	34,562	31,054
認知症対応型通所介護		3,268	3,362	2,760
小規模多機能型居宅介護		3,169	3,151	3,024
認知症対応型共同生活介護		6,362	6,396	6,418
看護小規模多機能型居宅介護		190	273	532
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		12	12	11
介護予防認知症対応型通所介護		0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		109	111	110
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0

注：①人数は各月の利用者数の合計
 ②3月～翌年2月利用分
 ③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

低所得者等でも介護サービスが利用しやすいように、利用者負担を軽減している。

1 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。令和2年度は延べ123,487件、1,770,438,113円を支給した。

2 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の自己負担額を合算した額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。令和2年度は延べ6,709件、253,097,841円を支給した。

3 居住費および食費の減額（補足給付）

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。令和2年度の減額認定証交付件数は延べ4,995件、1,281,876,855円を減額した。

4 旧措置入所者の負担軽減

「介護保険法」施行日前からの特別養護老人ホーム措置入所者に対して、利用者負担および居住費・食費の減免を行う。令和2年度の利用者負担減免の認定証交付件数は3件、食費・居住費の減額認定証交付件数は8件であった。

5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者負担軽減実施事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。令和2年度の軽減確認証の交付件数は543件であった。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪

65歳以上の外出困難な高齢者で、要介護3～5と認定された人が対象となる。高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、年5枚を限度に交付している。なお、1回当たり500円の利用者負担金がある。令和2年度の利用者は延べ4,845人であった。

2 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で要介護1～5と認定された人で、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯が対象となる。令和2年度は乾燥消毒が4,183件、薬品消毒が466件、水洗いが468件であった。

3 寝具クリーニング券の支給

65歳以上の在宅の高齢者で、要介護3～5と認定された人が対象となる。区内の対象店で利用できる券を年24枚を限度に交付している。令和2年度は延べ4,161枚の利用券が使用された。

4 紙おむつ等の支給

要介護1～5と認定され、本人の所得が基準額以下で常時紙おむつ等を必要とする65歳以上の高齢者および初老期における認知症の人（要介護1以上）を対象に支給している。なお、購入額の1割が利用者負担となる。令和2年度は延べ69,669人に支給した。

また、支給対象者ではあるが区が支給する紙おむつ等を使用できない（入院先が指定しているおむつを購入する等）場合に、おむつ代（月額4,800円）を延べ4,397人に支給した。なお、令和3年4月から対象者

の要件を変更している。

5 リフト付福祉タクシーの運行

65歳以上で要介護3～5と認定され、外出時、車いす等を利用する人を対象に、予約料および迎車料に相当する料金を区が負担している。令和2年度の運行回数は8,617回であった。

6 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

徘徊行動のある認知症の人の介護者が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。令和2年度は延べ648人の利用があった。

7 緊急一時宿泊（緊急ショートステイ利用）

要介護・要支援の認定を受けた人のうち、介護をする家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できず、かつ介護保険による短期入所生活介護の空きがない場合に、区内の福祉施設の居室を緊急ショートステイとして原則10日以内で提供する。

利用者は、1泊3,000円および食費を負担する。令和2年度の利用者数は7人、利用日数は52日であった。

8 家族介護慰労金

要介護4・5と認定された家族を在宅で介護しており、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった住民税非課税世帯を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。令和2年度は5人に支給した。

●高齢者在宅生活あんしん事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者で、慢性疾患等のため日常生活上、常に注意を要する人または要介護・要支援・総合事業対象者の人が、①緊急通報システム、②生活リズムセンサー、③定期訪問、④電話訪問、⑤見守り配食のうち、必要なサービスを組み合わせて利用できる。令和2年度の利用者数は1,921人であった。

●認知症対策事業

啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の人や家族を支えるための事業も展開している。

〔予防事業〕

令和2年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会・講座	3回	110人
	パンフレット作成・配布		6,000部
地域活動 育成支援	認知症予防プログラム		
	・予防プログラム	61回	632人
	・プログラム修了者支援	1回	22人
人材育成	認知症予防推進員連絡会	1回	52人
	認知症予防推進員養成講座	16回	392人

〔支援事業〕

令和2年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	6回	(224人)
早期対応	認知症専門相談	48回	(85人)
人材育成	認知症サポーター養成講座	34回	(1,020人)
	認知症サポーター・ステップアップ講座	3回	(52人)
地域支援	介護家族の学習・交流会	4回	(84人)
	認知症介護家族による「介護なんでも電話相談」	52回	(136件)

●家族介護者教室

介護をしている家族等を対象に、高齢者の健康や介護についての知識・技術、介護者自身の健康維持等を学ぶ教室をデイサービスセンター等で開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を一部中止したが、延べ153人が受講した。

<在宅療養の推進>

●在宅療養に従事する多職種連携の推進

在宅療養を支援する職種は、医療、介護などさまざまであり、多職種の相互理解を深める機会を提供することを目的に、事例検討会を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoomを活用して4回実施した。また、区内の病院スタッフが、在宅スタッフの業務内容に関する理解を深め、入院患者が在宅療養へスムーズに移行できる体制を構築することを目的に、在宅療養の現場における研修を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施回数は1回であった。

●サービス提供体制の充実

医療と介護の情報を誰もがすぐ入手できる環境を整えることを目的に、医療と介護の情報サイトを区ホームページ内に開設している。また、練馬区医師会の協力を得て、在宅療養者の短期間の入院に対する後方支援病床を確保している。令和2年度の利用件数は126件であった。

●区民への啓発、家族への支援

在宅療養について、区民の理解を深める機会を提供することを目的に講演会を実施している。令和2年度は2回開催し、参加者数は164名であった。